

平成26年5月14日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	変更後2番	9 番	福 井	正	変更後10番
2 番	稲 富	雅 和	変更後3番	10 番	水 頭	喜 弘	変更後11番
3 番	勝 屋	弘 貞	変更後4番	11 番	橋 爪	敏	変更後12番
4 番	竹 下	勇	変更後5番	12 番	中 西	裕 司	変更後13番
5 番	角 田	一 美	変更後6番	13 番	松 尾	征 子	変更後14番
6 番	伊 東	茂	変更後7番	14 番	松 本	末 治	変更後15番
7 番	光 武	学	変更後8番	15 番	松 尾	勝 利	変更後16番
8 番	徳 村	博 紀	変更後9番	16 番	中 村	和 典	変更後1番

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	事				
兼	選				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成26年 5 月14日（水）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議席の指定及び変更
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 特別委員会委員の選任
- 日程第7 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第8 議案第24号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第20号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第21号 専決処分事項の承認について（平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第22号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第23号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）

午前10時 開会

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから平成26年鹿島市議会 5 月臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして申し上げます。

執行部におきましては、環境負荷と消費電力の軽減、職員の公務能率の維持向上を図るために、5月1日から10月31日までの期間については、特別の場合を除いてノー上着、ノーネクタイの推奨に取り組んでおられます。

議会には、先例等申し合わせ事項で議会における服装についての規定がありますが、本臨時会におきましてはノーネクタイのクールビズ対応としたいと思います。

なお、上着の着用については個人の裁量に任せたいと思います。

ここで、このたび鹿島市長選において御当選になりました樋口市長から御挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

改めまして、皆さんおはようございます。さきの市長選挙で市民の皆様から信任をいただき、5月12日、つまり一昨日より、鹿島市長の2期目の仕事に入っております樋口久俊でございます。

また、同じときの市議会議員の選挙でめでたく御当選をされました中村和典さんにも、心からお祝いを申し上げます。ともども鹿島市の振興発展のため、御尽力をいただくようお願いをするところでございます。

私はこれまで、まちづくりの指針として「新風創造」という標語を掲げ、鹿島に新しい風を吹かせたいということで、この4年間、鹿島特有の地域資源や歴史的な遺産などなど再発掘できるよう努めてまいりました。「鹿島に生まれてよかった」「鹿島に住んでよかった」、さらに「鹿島に住みたい」と言っていただけに、その種をまいた4年間でございました。その種が実を結び、結んだ実を市民の皆様へお届けできるようにして、さらには近隣の市町や国や県と連携を図りながら鹿島市の知名度を高め、その名を全国的に発信していこうと考えているところでございます。

そのためには、1つは生活機能を整備したまちづくりの推進でございます。

中心市街地を活性化させ、子供やお年寄りが一緒に集い、また語り合えるような居場所づくりをさらに具体化、整備推進したいと考えております。また、酒蔵ツーリズムを初め、鹿島が誇る地域のすばらしさを象徴するようなイベントを周年化していくと、そういうことで、県内はもとより県外からの来客の増加を目指す、そして、市民の皆様が楽しめ、また心が和むまちとなるように力を尽くしていきたいと思っているところでございます。

2つ目は、伝統的な産業と地域の産物を加工することによって生み出される新たな商品、製品の回復など、ものづくりの推進であります。

産業活性化施設「海道しるべ」はその拠点ともなる施設で、先月末に落成式を行い、今まさにメイドイン鹿島、ブランド鹿島の産業を実現していくスタートに立っているということが言えると思うわけでございます。改めて説明するまでもなく、ブランド化とは商品やサービスに心をプラスし続けることではないかと思えます。そして、もてなしの心をプラスしていくのは誰なのでしょう。それはやはり人、つまり鹿島の自然、何とか地域産業を盛り上げていかなければならないと日ごろ頑張っておられる市民の皆様、額に汗して働いていただいている皆様ではないかと私は思っています。

これからは6次産業化が注目をされています。6次産業化とは、地域資源を有効に活用し、農林漁業に従事される皆様など1次産業の従事者が、これまでの原料供給者としてではなく、みずから連携し、加工や流通、販売に取り組む、そういう経営の多角化を進めることではないかと思えます。こうした経営の多角化への取り組みは、地域活性化へ必ずつながっていくものと確信しております。

3つ目は、交通手段の整備であります。

有明海沿岸道路や国道498号線は、都市間相互の連携を強化し、人、物資などの交流促進を図る路線であります。この路線を強力に推進することは、先ほどお話をいたしましたメー ドイン鹿島の特産品を広く流通させるだけではなく、外からこのまちへおいでいただくと。そういう意味でも、人の交流を増大し、また企業誘致には欠かせない流通経路の確保につながるわけでございます。これまでの経過を十分に踏まえて、これまで以上に、より以上に対策が進むように関係者への要請などに力を入れていく必要があると考えておりますし、この点については、関係の市町とさらに連携を密にしていかなければならないと思っております。

以上のような施政方針についてお話をいたしました。これまでの経験を引き続き生かし、鹿島の地に眠っている鹿島らしさをもう一度見直し、議会の皆様、市民の皆様、そして全ての職員と力を合わせて、これから実りの時期に向かう鹿島市をさらに発展、そして市民の皆様へその恵みを還元していきたいと思っております。今後とも、どうかよろしく御指導、御鞭撻をお願いするところであります。

ありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、去る4月1日付の人事異動によりまして部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例等申し合わせにより、北村副市長より職員の御紹介をお願いいたします。

○副市長（北村和博君）

それでは、4月1日付で部課長級の人事異動が発令をいたしておりますので、私から紹介をさせていただきます。

初めに、部長級を紹介させていただきます。

市民部長の中村博之でございます。（「中村です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

産業部長の迎和泉でございます。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

建設環境部長の森田博でございます。（「森田です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

次に、課長級を紹介いたします。

総務課長兼人権・同和対策課長の打上俊雄でございます。（「打上です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

企画財政課長の土井正昭でございます。（「土井です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

税務課長、峰松靖規でございます。（「峰松です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

保険健康課長の田崎靖でございます。（「田崎です。よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

福祉事務所所長の代昌浩でございます。（「大代です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

商工観光課長の山浦康則でございます。（「山浦です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

あり)

農林水産課地域農業振興担当参事、中島憲次でございます。（「中島です。よろしくお願
いします」と呼ぶ者あり）

都市建設課長、有森滋樹でございます。（「有森です。よろしくお願いします」と呼ぶ者
あり）

環境下水道課長、栗林雅彦でございます。（「栗林です。どうぞよろしくお願いします」
と呼ぶ者あり）

会計管理者兼会計課長の橋村直子でございます。（「どうぞよろしくお願いします」と呼
ぶ者あり）

そして、本日は出席をいたしておりませんが、広域圏の派遣職員を紹介いたします。

杵藤地区広域市町村圏組合事務局長は橋村勉でございます。橋村につきましては、これま
では事務局次長でございましたけど、ことしの4月1日からは事務局長ということになります。

同じく消防本部総務課長に、下村浩信を課長級として派遣をいたしております。

以上をもちまして職員の紹介を終わります。皆様方よろしくお願いいたします。（拍手）

午前10時12分 開議

○議長（松尾勝利君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 仮議席の指定

○議長（松尾勝利君）

まず、日程第1. 仮議席の指定。

この際、議事の進行上、このたびの鹿島市議会議員補欠選挙において当選になりました中
村和典議員の仮議席の指定を行います。

中村和典議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

16 中村 和典	15 松尾 勝利	14 松本 末治	13 松尾 征子	12 中西 裕司	11 橋爪 敏	10 水頭 喜弘	9 福井 正
8 徳村 博紀	7 光武 学	6 伊東 茂	5 角田 一美	4 竹下 勇	3 勝屋 弘貞	2 稲富 雅和	1 中村 一堯

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番勝屋弘貞議員、4番竹下勇議員、5番角田一美議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日5月14日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第4 議席の指定及び変更

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議席の指定及び変更を行います。

議席は、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議長において指定及び変更をいたします。

中村和典議員を1番議員に指定し、変更する議席番号及び議員名を読み上げます。

2番中村一堯議員、3番稲富雅和議員、4番勝屋弘貞議員、5番竹下勇議員、6番角田一美議員、7番伊東茂議員、8番光武学議員、9番徳村博紀議員、10番福井正議員、11番水頭喜弘議員、12番橋爪敏議員、13番中西裕司議員、14番松尾征子議員、15番松本末治議員、16番松尾勝利議員。

しばらくお待ちください。それでは、議席の移動をお願いします。

日程第5 常任委員の選任

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．中村和典議員の常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村和典議員を総務建設環境委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました中村和典議員を総務建設環境委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 特別委員会委員の選任

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．中村和典議員の特別委員会委員の選任を行います。

中村和典議員の特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、鹿島ニューディール構想調査特別委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、中村和典議員を鹿島ニューディール構想調査特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日招集の5月臨時会に、市長から議案5件の提出がっております。

議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から、平成25年度に係る平成26年2月分の出納検査に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る3月定例会において可決になりました意見書第1号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書、そして意見書第2号 有明海再生のために佐賀・長崎両県との協議の早期実施等を求める意見書、これにつきまして、平成26年3月26日付で各関係機関に送付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第7 議案の上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7．議案の一括上程であります。

議案第20号から議案第24号の5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

早速ですが、御説明を申し上げます。

今回の市議会臨時会に提案をいたします議案は、専決処分事項の承認2件、条例改正1件、人事案件2件の計5件でございます。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

まず、議案第20号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

去る3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分について、それぞれの賦課限度額、つまり頭打ちになっております額を20千円ずつ引き上げるとともに、軽減対象となる世帯について、その範囲を拡大し、軽減制度の拡充を図ったものでございます。

次に、議案第21号 専決処分事項（平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、予算の総額に113,464千円を追加し、補正後の総額を13,671,095千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上を行っております。

歳出では、退職者の増に伴う退職手当の増額及び各事業の財源調整を行っております。

このほかにも、今後の財政需要に備えるため公共施設建設基金へ1億円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第22号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に支払われる退職報償金の額が引き上げられました。これに伴いまして、鹿島市が消防団員に対してお支払いをする退職報償金の額につきましても、政令とあわせて引き上げるという改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は、ことしの4月1日以降に退団をされた団員から適用することとしております。

次に、議案第23号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価委員でございます大代昌浩さんの人事異動によりまして、後任者として税務課長の峰松靖規さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

最後に、議案第24号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

委員でありました白川幸一郎さんが平成26年3月31日をもって辞職をされましたので、後任者として北村潤一さんを選任したいということで、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成28年2月16日までとなります。

以上、提案をいたしました議案の概要につきまして御説明いたしましたので、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長また課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議を

いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第20号から議案第24号までの5議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号から議案第24号までの5議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 議案第24号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第24号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、北村潤一氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第24号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。北村副市長よりお願いいたします。

○副市長（北村和博君）

ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員に議会の同意をいただきました北村潤一氏で

ございます。

北村潤一氏のほうから、皆さん方に御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○固定資産評価審査委員（北村潤一君）

先ほど選任いただきました、土地家屋調査士をしております北村潤一と申します。

微力ではございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○副市長（北村和博君）

皆さん方、今後ともよろしくお願ひいたします。

日程第9 議案第20号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9、議案第20号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第20号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

地方税法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

2ページは専決処分書でございます。

国において、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されましたので、平成26年度の賦課期日に対応するため、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

3ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の3ページにて御説明をいたします。

それでは、具体的な内容につきまして議案説明資料のほうで御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の適正負担を図るために限度額を改正し、また低所得世帯の軽減を拡充するものでございます。

まず1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分の上限を現行140千円を160千円、介護納付金分の上限を現行120千円を140千円と、それぞれ20千円増額いたすものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。

国民健康保険税については、低所得者の負担軽減を図るために、世帯員1人当たりに課税される均等割額と1世帯当たりに課税される平等割額を、世帯主及び国保の世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減をしています。今回の改正では、説明資料のとおり5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでございます。

5割軽減につきましては、現行の判定所得が330千円に、世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者——これにつきましては、国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で継続して同一の世帯に属する者を特定同一世帯所属者と呼びますが、それ1人につき245千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では、加算の対象より「世帯主を除く」を削るものでございます。

次に、2割軽減につきましては、判定所得が330千円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では、加算額を450千円とするものでございます。

5割軽減、2割軽減とも、その判定所得が増額になることにより国民健康保険税の軽減の拡充となるものでございます。今回の改正では、所得が高い世帯に負担をお願いし、低所得者の負担をより軽減するものでございます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案された件について申し上げます前に、まず、きょうから新たな市長が誕生いたしました。先ほど所信を述べていただきましたけれども、1つ残念なのは、やはり私がいつも言っていますように市民の暮らしのにおいがしない、市民の暮らしが見えないような状況下にあることが残念と思いますが、新たに就任をしていただきましたので、これからさらに市民の声を十分に聞いて、議会の声も十分に聞いて、それを反映させる市政運営をしていただくことを、まず最初をお願いをしたいと思います。

さて、今回提案されております国保の条例改正ですが、いつもこの時期になりますと、地方税法の改正によって、専決処分という形でこういうふうに出されるわけですね。私は常に、大事なこの案件について私たちが十分に議論しない、そして、それをひねることができないようなことを専決処分されるのは許せないということをずっと言い続けておりますが、今回、そういう意見を聞いていただいででしょう、議案書を前もってお配りいただきました。そのところは進んできたと思いますが、しかしただ、実際にはこれが今までと余り変わらない状況だと思います。

お尋ねをしたいと思いますのは、今回の改正では後期高齢者と介護保険の分で20千円ずつ増額ということですね。特にこれも、市長が初めて就任された最初の議会で、市民が一番要求の強い国保税を引き下げてもらいたい、国保税が高過ぎるという、そういう問題が冒頭に出されたこと、皮肉だなと思いながら私はこの案件を見ましたが、それはそれとしまして、まずお尋ねをしたいのは、鹿島市の国民健康保険税は県内でも一番高いと言われておりますが、今回この値上げがあることによって、1人当たりの税額、それから1世帯当たりの税額がどのように変わってきたのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今回、後期高齢者支援金分と介護納付金分の賦課限度額、上限額という形での増額になります。これがそれぞれ20千円ずつの増額ということになりますので、これによって1世帯当たり、また1人当たりの税額というのは今試算をしておりますが、平成25年度の所得額で申し上げますと、影響見込みとしまして、後期高齢者支援金分でこの限度額に達せられる世帯が142世帯で、額につきましては2,360千円、介護納付金分につきましては159世帯で2,670千円という試算をいたしております。

これにつきましては、あくまでも平成25年度の所得からの試算ということでございますので、確定値につきましては今年度の所得等が確定してからの計算になろうかと思っております。申しわけありませんが、その1世帯当たり、1人当たりの試算はいたしてございません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

こういう制度が変わるときには、確定したのがまだ出ないというのはわかりますが、大体、特にこういうのはいつも言われている問題ですから、1世帯当たりがどのくらい変わっていくのか、1人当たりがどれくらい変わっていくのか、そういう試算は私は当然できるものだと思いますし、しなくちゃいけないと思うんですよ。今、やはりそれでなくても、国保税を下げてもらいたいという要求はすごく強いんですよ。今回、市長選挙を戦っていく中でも、その要求は非常に多かったんですよ。まず、そういうところからやってくださいよという、そういう声ですね。ところが、今ここに示されているように、ここの数字だけでも40千円です。まあ、所得いろいろあると思いますがね、均等的に40千円と。結局、10回、月にして4千円ということですが、そういう状況なんですよ。

今、市民の人たちの暮らしは、さらに落ち込んでいますよ。もうこの数日間でも、市民の皆さん方の暮らしに関する相談、「飯が食われんとばい」ておっしゃるんですよ、そういう

人がふえているんですよ。もちろん、下に軽減措置もありますよ。それはそれとしてあります。ところが、今、「飯が食われんとばい」て言う人たちが、軽減措置に該当できないような人、今までちゃんと仕事があったり、仕事としてはあるけど収入がすごく減らされてきていると、そういう現状があるんですよ。

そういうときに、幾ら国の制度が変わったからしなくちゃいけないということで、こういうふうにならされて、私たちがそれに対して、こういうことをしなさいと言えないような状況で専決処分を通していくということになりますと、市民の皆さんたち、どうなるでしょう。皆さん御存じですか、どういう生活をされているか。私はきのうも一日そのことで走り回ったんですが、そういう人が珍しくないんですよ、今。そういうときに一銭でも国保税がこういう形で上がるということ、私はどうしても許せません。

こういう現状について、市長どうお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これは御説明をしましたように、全体として、どうも少し誤解があるんじゃないかと思いますが、これは水準を上げるわけじゃないんですよ、国保税の。上限を、頭打っているのを外すということですから、水準が上がってくると——計算上は上がるかもしれませんが、ほとんどの方は影響しないと。むしろ、低所得者の方には軽減措置が働いてくると、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。したがって、上限のところだけ議論するというよりも、制度全体がどういうふうになるかというふうに見ていただきたいと思います。

それから、専決処分についての議論がございましたけれども、これは4月1日付で課税の日にちが決まってくるものですから、もしそれを、おっしゃるようにちゃんとした手順をとるとすれば、こういうのが1年おくれるということで、私たちのまちだけが全体の歩みの中で制度と違った仕組みをとっていかないといけないということになりますので、本当は国のほうが、3月31日に直すというんだったら、もっと早く通知をくれれば、そんな問題はないんですけども、ぎりぎりになってから直すという通知が来るものですから、3月の議会には提出が間に合わない。その事情は既に御承知だと思いますし、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

上限額が上がってというのはわかりますよ。だから、それによって上がる人はあるわけでしょう。ただ上がるだけで、ほかの人は数字的には変わりませんよというんじゃないくて、税が上がる人だけあってあるわけですよ。何であつたって上がることは許せないんですよ、今の現

状の中ではね。だから、私は申し上げております。

この件について、今からいろいろ言っても平行線だと思いますので、この辺で終わりますが、今後、国保税については、やっぱり根本的に考えていただきたい。このことを言いますと、市長は、県の云々というふうなこととか、「御存じの上でいつもおっしゃいますが」と言われるんですが、現状、市民がそういう状況なんです。だから、今後の運営の中で国保税の引き下げについては積極的に考えていただきたいということ。

それから、この案件についてはもう討論には立ちませんが、私は、どうであろうと値上げがされる、今、市民が一番苦しんでいる、一番下げしてほしいと願っているこの国保税が、何人の人であろうとも上がるということについては、国の制度がそうであったにしても許せませんので、これには賛同したくありませんので、反対の態度をとりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第20号は提案のとおり承認されました。

日程第10 議案第21号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第21号 専決処分事項の承認について（平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

議案第21号について御説明を申し上げます。

説明は議案書、一般会計補正予算書（第6号）、議案説明資料で行いますので、お手元に準備をお願いいたします。

まず、議案書の4ページをお開きください。

議案第21号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

5ページは専決処分書で、平成26年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第21号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の補正予算書をごらんください。

1ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に113,464千円を追加し、補正後の総額を13,671,095千円としたものでございます。

2ページから4ページにつきましては、歳入歳出の集計表となっておりますが、説明は省略します。

5ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の4ページのほうをお願いいたします。

4ページから6ページまでは、今回、専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容の説明は省略いたします。

7ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では、地方譲与税や各種交付金及び地方交付税の確定に伴う増減、歳出は、歳入の確定に伴う歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

ナンバー4の配当割交付金でございますが、7列目の「うち一般財源」の欄が「8,572」という数字が記載されておりますが、「6,572」の間違いであります。おわびして訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

戻りまして、ナンバー1の地方揮発油譲与税は、3,922千円の増額となっております。増減の理由は、交付額の決定によるものです。

以下、交付額の確定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

自動車重量譲与税は、1,618千円の減。

利子割交付金は、379千円の減。

配当割交付金は、6,572千円の増。

株式等譲渡所得割交付金は、11,294千円の増。

地方消費税交付金は、698千円の減。

自動車取得税交付金は、85千円の増。

地方交付税のうち特別交付税は、94,287千円の増。

震災復興特別交付税は、2千円の新規計上でございます。震災復興特別交付税は、自動車取得税交付金の減収補填分でありまして、平成24年度に自動車取得税が1台分減免されたことによる減収の補填でございます。

ナンバー10の交通安全対策特別交付金は、3千円の減となっております。

9ページをお願いいたします。

歳出補正の概要でございます。

それでは、上から順に御説明いたします。

ナンバー1の一般管理事業は、議会閉会後に1名の退職者が出ましたので、退職手当20,619千円を増額いたしております。

ナンバー2の基金積立金管理事業は、今後予想される学校を含めた公共施設の耐震補強等の施設整備に備えまして、公共施設建設基金へ1億円を積み立てるものでございます。

ナンバー3の小学校運動場整備事業から、ナンバー5の東部中学校改築事業までは、地域の元気臨時交付金の充当先の変更を行った関係で財源組み替えを行ったものでございます。

最後の予備費で、7,155千円を減額し財源調整を行っております。

10ページは、積立基金の状況をあらわしたものでございますが、今回の補正に伴いまして、④の交付金施設建設基金が変更されております。年度末現在高は、前年度比7,440千円の増となっております。

補正予算書の20ページをお開きください。

退職手当増に伴います給与費明細書を掲載しております。

22ページをお開きください。

東部中学校改築事業の継続費の調書でございますが、当初の議案送付時に漏れがありましたことをおわび申し上げます。

今回、地域の元気臨時交付金の充当額を変更したことから、平成25年度分の財源内訳が変更になっております。事業費全体については変更ございません。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 専決処分事項の承認について（平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり承認されました。

日程第11 議案第22号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第22号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、議案第22号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は6ページ、また、別冊の議案説明資料は11ページでございます。

今回、非常勤消防団員に支給する退職報償金を増額改正したいので、この案を提出するものであります。

議案書の7ページが条例の改正内容でございます。

中ほどにあります別表、退職報償金支払額表を以下のとおり改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、別冊、議案説明資料の11ページから御説明をいたします。

11ページは新旧対照表でございます。これは後ほど御説明をいたします。

12ページをお開きください。

改正理由として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、消防団員に支給する退職報償金の額について、増額の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、非常勤消防団員に係る退職報償の支給については、消防組織法により市条例で定めることとなっております。一方、その原資については、消防団員等公務災害補償等共済基金と契約を締結し、市が退職報償金の支給に要する経費を請求するものでございます。

消防団員1人当たり19,200円の年額の掛金を支出しております。

基金が、契約を締結している市町村に対して支払わなければならない額は、法律施行令で

定められております。今回、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、その一部が改正されたことに伴い、条例で定めている退職報償金の額について一律50千円、一般団員5年以上10年未満の者については56千円引き上げる改正を行うものであります。

施行期日は公布の日、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団より適用いたします。それでは、11ページの新旧対照表をごらんください。

一律50千円の増額となっておりますが、末尾の行の一般団員で御説明をいたします。

まず、この一般団員の5年以上10年未満の者は、右の欄ですね、144千円から56千円を増額して200千円といたすものでございます。

同じ一般団員で10年以上15年未満の者は、214千円から50千円を増額して264千円というふうに改正いたすものでございます。

ほかの欄につきましても、全て50千円の増額となっております。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

非常勤消防団員の退職報償金に直接かわりあると思いますので、質問いたします。

鹿島市の非常勤消防団員、現在の定められた定数、それから現在の定員数、そして今回退職された——今年度というかですね、退職者数と、この条例改正により対象になられた団員数をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

現在の鹿島市消防団の条例定数は782人でありまして。今の実数は769人というふうになっております。今回退職される方は、平成26年4月1日付で64人、そのうち53人の方に退職金を支給いたす予定になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。

1つは、64名中53名ということは、年数に達していなかったのかなというふうな点がありますけれども、その点と、もう1つは、この定数782名、今769名ですから13名不足ということになっておるかと思っておりますけれども、この件で、やはり3月末から4月にかけて退団者が出てくる。そしたら、補充者をつくらにゃいかんということで、やはり分団分団でいろいろ

苦勞をされている点もあろうかと思えますけれども、その定数の、これだけ少子化というか、若っかもんがおらん世の中になっておりますから、消防団の団員数の定数の削減というか、低減というのはできないものか、お尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

消防団員の確保につきましては、それぞれの分団で非常に頑張ってもらっているところがあります。

条例定数の見直しでございますが、今、鹿島市全体を見ますと、やっぱり集落単位でなかなかまとめるとか、定員を削減するとか、そういうふうな状況が、個別に検討してみるとなかなか難しい状況にあります。

ただ、先ほど議員が言われましたように、確かに少子・高齢化で若者の数が減っております。また、中には40年近くの勤続年数という方もいらっしゃいます。そういったものと考えますと、条例定数の見直しは当然今後の検討課題であることは間違いないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。

今般、野焼き等で、結構、山火事等がっておりますから心配な点もいっぱいあるわけですが、しかし、現況は実働部隊が昼間はいないんだというふうなことも言われておりますので、その点については、また一般質問等でお尋ねをしたいと思えますけれども、やはりその点の対処というか、定数は削減せんでも何らかの形で補完できないかというふうなことを考えてもらいたいと思えますし、一般質問でも質問をしていきたいと思えますので、そのときはよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第23号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第23号は峰松靖規氏を鹿島市固定資産評価員に同意することに決しました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時3分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 3番 勝屋弘貞

同 上 4番 竹下 勇

同 上 5番 角田 一美